【2022年6月29日付第78期定時株主総会改訂】

黒田精工株式会社　定 款

第 1 章　　総　　則

（商　号）

第 1 条　当会社は、黒田精工株式会社と称し、英文ではＫＵＲＯＤＡ
ＰＲＥＣＩＳＩＯＮ　ＩＮＤＵＳＴＲＩＥＳ　ＬＴＤ．と表示する。

（目　的）

第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 計測制御機器、計量器、精密測定器の製造、販売、賃貸および修理ならびに部品の製造、販売、修理。

(2) 工作機械、金属工作機械、金属加工機械、機械工具、送りねじ、軸受の製造、販売、賃貸および修理ならびに部品の製造、販売、修理。

(3) 油圧・空圧機器、空気圧縮機の製造、販売、賃貸および修理ならびに部品の製造、販売、修理。

(4) プレス用金型、モールド金型および各種金型ならびに同装置、部品の製造、販売および修理。

(5) 金属、セラミックス、合成樹脂等のプレス加工、成型加工およびその加工機器、同装置、部品の製造、販売および修理。

(6) オフィスオートメーション機器、冷凍機、温湿調整装置、コンピュータ附属機器およびソフトウェア、半導体製造装置、通信機械、電子部品の製造、販売および修理。

(7) 産業用ロボットおよびその附属機器の製造、販売および修理。

(8) 医療用機器および健康機器の製造、販売および修理。

(9) 前各号に関する輸出入および製造技術、工業所有権等の技術交流、提携に関する事業。

(10) 有価証券の保有、運用、売買。

(11) 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業。

(12) 不動産の売買、賃貸、管理および動産の賃貸業。

(13) 日用品雑貨、食料品、清涼飲料の販売。

(14) 食堂、喫茶店の経営。

(15) 自動車運送業。

(16) 前各号の事業に附帯関連する一切の事業。

(本店の所在地)
第 3 条　当会社は、本店を神奈川県川崎市に置く。

(機　関)
第 4 条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

(公告方法)
第 5 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章　株　　式

(発行可能株式総数)
第 6 条　当会社の発行可能株式総数は 1,496 万株とする。

(自己の株式の取得)
第 7 条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)
第 8 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)
第 9 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)
第 11 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章　株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは､取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章　取締役および取締役会

(員　数)

第 19 条　当会社の取締役は、12 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条　取締役は、株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(解任方法)
第 21 条　取締役は、株主総会において解任する。
2　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(任　期)
第 22 条　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)
第 23 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2　取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)
第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)
第 25 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)
第 26 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)
第 27 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)
第 28 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)
第 29 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除する契約を締結することができる。

第 5 章　　監査役および監査役会

(員　数)

第31条　当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第32条　監査役は、株主総会において選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任　期)

第33条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第38条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監

査役会規則による。

(報酬等)

第 39 条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2　当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除する契約を締結することができる。

第 6 章　　計　　算

(事業年度)

第 41 条　当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 43 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条　定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第 18 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3　本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。